

頁	修正後	頁	現 行	備考																			
w	<p style="text-align: center;"><b>西脇市地域防災計画</b></p> <p style="text-align: center;">第3編 災害応急対策計画（風水害対策編）</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>第2 円滑な災害応急活動の実施</p> <p>～</p> <p>なお、災害応急活動の実施に当たっては、<b>災害が発生するおそれがある段階も含めて</b>時系列に実施すべき事項を把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示す。</p> <p>～</p> <p>■災害応急対策の主な流れ</p> <table border="1" data-bbox="190 646 1079 1316"> <thead> <tr> <th>時間経過</th> <th>気象等の状況</th> <th>市</th> <th>自治会 自主防災会、 事業者</th> <th>市民、 従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（発災直後） 初動対策</td> <td>○避難判断水位を突破し、更に水位上昇のおそれ ○水防警報3号 ○水防指令3号  ※中規模被害発生</td> <td>■第2号配備態勢・災害対策本部設置 ○<b>高齢者等避難</b>対応 ○要援護者支援 ○避難所開設 ○食料、物資の供給 ○施設の応急対策、被害箇所への対応</td> <td>■自治会、自主防災会災害対策本部設置 ○地域住民に<b>高齢者等避難</b>情報の伝達 ○地区公民館等避難所の開設 ○地域内の要援護者の避難誘導</td> <td>○家族、近所の要援護者の避難誘導</td> </tr> </tbody> </table>	時間経過	気象等の状況	市	自治会 自主防災会、 事業者	市民、 従業員	（発災直後） 初動対策	○避難判断水位を突破し、更に水位上昇のおそれ ○水防警報3号 ○水防指令3号  ※中規模被害発生	■第2号配備態勢・災害対策本部設置 ○ <b>高齢者等避難</b> 対応 ○要援護者支援 ○避難所開設 ○食料、物資の供給 ○施設の応急対策、被害箇所への対応	■自治会、自主防災会災害対策本部設置 ○地域住民に <b>高齢者等避難</b> 情報の伝達 ○地区公民館等避難所の開設 ○地域内の要援護者の避難誘導	○家族、近所の要援護者の避難誘導	<p style="text-align: center;"><b>西脇市地域防災計画</b></p> <p style="text-align: center;">第3編 災害応急対策計画（風水害対策編）</p> <p>1章 第2 108頁</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>第2 円滑な災害応急活動の実施</p> <p>～</p> <p>なお、災害応急活動の実施に当たっては、_____時系列に実施すべき事項を把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示す。</p> <p>～</p> <p>■災害応急対策の主な流れ</p> <table border="1" data-bbox="1214 646 2103 1316"> <thead> <tr> <th>時間経過</th> <th>気象等の状況</th> <th>市</th> <th>自治会 自主防災会、 事業者</th> <th>市民、 従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（発災直後） 初動対策</td> <td>○避難判断水位を突破し、更に水位上昇のおそれ ○水防警報3号 ○水防指令3号  ※中規模被害発生</td> <td>■第2号配備態勢・災害対策本部設置 ○<b>避難準備・高齢者等避難開始</b>対応 ○要援護者支援 ○避難所開設 ○食料、物資の供給 ○施設の応急対策、被害箇所への対応</td> <td>■自治会、自主防災会災害対策本部設置 ○地域住民に<b>避難準備</b>情報の伝達 ○地区公民館等避難所の開設 ○地域内の要援護者の避難誘導</td> <td>○家族、近所の要援護者の避難誘導</td> </tr> </tbody> </table>	時間経過	気象等の状況	市	自治会 自主防災会、 事業者	市民、 従業員	（発災直後） 初動対策	○避難判断水位を突破し、更に水位上昇のおそれ ○水防警報3号 ○水防指令3号  ※中規模被害発生	■第2号配備態勢・災害対策本部設置 ○ <b>避難準備・高齢者等避難開始</b> 対応 ○要援護者支援 ○避難所開設 ○食料、物資の供給 ○施設の応急対策、被害箇所への対応	■自治会、自主防災会災害対策本部設置 ○地域住民に <b>避難準備</b> 情報の伝達 ○地区公民館等避難所の開設 ○地域内の要援護者の避難誘導	○家族、近所の要援護者の避難誘導	
時間経過	気象等の状況	市	自治会 自主防災会、 事業者	市民、 従業員																			
（発災直後） 初動対策	○避難判断水位を突破し、更に水位上昇のおそれ ○水防警報3号 ○水防指令3号  ※中規模被害発生	■第2号配備態勢・災害対策本部設置 ○ <b>高齢者等避難</b> 対応 ○要援護者支援 ○避難所開設 ○食料、物資の供給 ○施設の応急対策、被害箇所への対応	■自治会、自主防災会災害対策本部設置 ○地域住民に <b>高齢者等避難</b> 情報の伝達 ○地区公民館等避難所の開設 ○地域内の要援護者の避難誘導	○家族、近所の要援護者の避難誘導																			
時間経過	気象等の状況	市	自治会 自主防災会、 事業者	市民、 従業員																			
（発災直後） 初動対策	○避難判断水位を突破し、更に水位上昇のおそれ ○水防警報3号 ○水防指令3号  ※中規模被害発生	■第2号配備態勢・災害対策本部設置 ○ <b>避難準備・高齢者等避難開始</b> 対応 ○要援護者支援 ○避難所開設 ○食料、物資の供給 ○施設の応急対策、被害箇所への対応	■自治会、自主防災会災害対策本部設置 ○地域住民に <b>避難準備</b> 情報の伝達 ○地区公民館等避難所の開設 ○地域内の要援護者の避難誘導	○家族、近所の要援護者の避難誘導																			

頁	修正後					頁	現 行					備考
1章 第2 109頁	時間経過  (発災直後)	気象等の状況  ○氾濫危険水位（特別警戒水位）を突破し、更に水位上昇のおそれ  ※甚大被害発生	市  ■第3号配備態勢 ○避難指示、 <u>緊急安全確保</u> ○自衛隊派遣要請	自治会 自主防災会、事業者  ○地域住民に <u>避難指示、緊急安全確保</u> の伝達 ○地域住民の避難誘導 ○地区公民館避難所の運営	市民、従業員  ○避難、命を守るための最善の行動	1章 第2 109頁	時間経過  (発災直後)	気象等の状況  ○氾濫危険水位（特別警戒水位）を突破し、更に水位上昇のおそれ  ※甚大被害発生	市  ■第3号配備態勢 ○ <u>避難勧告・避難指示</u> （緊急）、 <u>災害発生情報</u> ○自衛隊派遣要請	自治会 自主防災会、事業者  ○地域住民に <u>避難勧告・指示、災害発生情報</u> の伝達 ○地域住民の避難誘導 ○地区公民館避難所の運営	市民、従業員  ○避難、命を守るための最善の行動	
2章 1節 第1 2 110頁	<p><b>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</b></p> <p><b>第1節 組織の設置</b></p> <p><b>第1 災害警戒本部</b></p> <p><b>2 災害警戒本部の組織</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 本部員は技監、都市経営部長、<u>庁舎等総合調整担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、<u>健幸都市推進担当理事</u>、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長は参与として加わる。</p> <p>(5)～(7) (略)</p>					2章 1節 第1 2 110頁	<p><b>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</b></p> <p><b>第1節 組織の設置</b></p> <p><b>第1 災害警戒本部</b></p> <p><b>2 災害警戒本部の組織</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 本部員は技監、都市経営部長、<u>新庁舎建設担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長_____、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長(代)、西脇多可行政事務組合事務局長は参与として加わる。</p> <p>(5)～(7) (略)</p>					

頁	修正後	頁	現 行	備考
2章 1節 第1 3 110頁	<p><b>3 災害警戒本部の設置場所</b> 市役所 <u>2階</u>「くらし安心部防災安全課」又は <u>3階「大会議室」</u>とする。</p>	2章 1節 第1 3 110頁	<p><b>3 災害警戒本部の設置場所</b> 市役所 <u>1階</u>「くらし安心部防災安全課」又は <u>2階「第1会議室・応接室」</u>とする。</p>	
2章 1節 第1 3 112頁	<p><b>■災害警戒本部組織図</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">災害警戒本部会議</p> <p>本部長 市長          副本部長 副市長、教育長          本部長 技監、都市経営部長、<u>庁舎等総合調整担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、<u>健幸都市推進担当理事</u>、産業活力再生部長、建設水道部長、教育部長、議会事務局長、消防団長          参 与 北はりま消防本部消防長（代）          事務局 くらし安心部</p> </div>	2章 1節 第1 3 112頁	<p><b>■災害警戒本部組織図</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">災害警戒本部会議</p> <p>本部長 市長          副本部長 副市長、教育長          本部長 技監、都市経営部長、<u>新庁舎建設担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長_____、産業活力再生部長、建設水道部長、教育部長、議会事務局長、消防団長          参 与 北はりま消防本部消防長（代）          事務局 くらし安心部</p> </div>	
2章 1節 第2 2 114頁	<p><b>第2 災害対策本部</b> <b>2 災害対策本部の組織</b> (1)～(3) (略) (4) 本部員は技監、都市経営部長、<u>庁舎等総合調整担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、<u>健幸都市推進担当理事</u>、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長(代)_____、西脇多可行政事務組合事務局長は参与として加わる。</p>	2章 1節 第2 2 114頁	<p><b>第2 災害対策本部</b> <b>2 災害対策本部の組織</b> (1)～(3) (略) (4) 本部員は技監、都市経営部長、<u>新庁舎建設担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長_____、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防団長とし、北はりま消防本部消防長(代)、<u>北播磨清掃事務組合事務局長</u>、西脇多可行政事務組合事務局長は参与として加わる。</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考																
3 114頁	<p><b>3 災害対策本部の設置場所</b> 市役所 <u>3階「大会議室」</u> とする。</p>	3 114頁	<p><b>3 災害対策本部の設置場所</b> 市役所 <u>2階「第1会議室」及び「応接室」</u> とする。</p>																	
2章 1節 第3 116頁	<p><b>第3 現地本部</b> ■災害対策本部組織図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">災害対策本部会議</p> <p>本部長 市長 副本部長 副市長、教育長 本部長 技監、都市経営部長、<u>庁舎等総合調整担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、<u>健幸都市推進担当理事</u>、産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防団長 参 与 北はりま消防本部消防長（代） <u>(削る)</u> 西協多可行政事務組合事務局長 事務局 くらし安心部</p> </div>	2章 1節 第3 116頁	<p><b>第3 現地本部</b> ■災害対策本部組織図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">災害対策本部会議</p> <p>本部長 市長 副本部長 副市長、教育長 本部長 技監、都市経営部長、<u>新庁舎建設担当理事</u>、総務部長、福祉部長、くらし安心部長、<u>産業活力再生部長、建設水道部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、消防団長</u> 参 与 北はりま消防本部消防長（代） <u>北播磨清掃事務組合事務局長</u> 西協多可行政事務組合事務局長 事務局 くらし安心部</p> </div>																	
2章 1節 第3 117頁	<p>■災害対策本部の事務分掌</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 15%;">班名</th> <th style="width: 10%;">担当部課</th> <th style="width: 65%;">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部</td> <td>災害対策本部 (本部長)</td> <td>本部長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置及び廃止</li> <li>・災害対策活動の総括</li> <li>・配備態勢の決定</li> <li>・<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>の発令</li> <li>・現地災害対策本部の設置及び廃止の決定</li> <li>・その他各班の災害対策活動における重要事項の決定</li> <li>・災害対策に関する県との調整（技監）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	部	班名	担当部課	事務分掌	本部	災害対策本部 (本部長)	本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置及び廃止</li> <li>・災害対策活動の総括</li> <li>・配備態勢の決定</li> <li>・<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>の発令</li> <li>・現地災害対策本部の設置及び廃止の決定</li> <li>・その他各班の災害対策活動における重要事項の決定</li> <li>・災害対策に関する県との調整（技監）</li> </ul>	2章 1節 第3 117頁	<p>■災害対策本部の事務分掌</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 15%;">班名</th> <th style="width: 10%;">担当部課</th> <th style="width: 65%;">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部</td> <td>災害対策本部 (本部長)</td> <td>本部長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置及び廃止</li> <li>・災害対策活動の総括</li> <li>・配備態勢の決定</li> <li>・<u>避難準備情報、避難勧告・指示、災害発生情報</u>の発令</li> <li>・現地災害対策本部の設置及び廃止の決定</li> <li>・その他各班の災害対策活動における重要事項の決定</li> <li>・災害対策に関する県との調整（技監）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	部	班名	担当部課	事務分掌	本部	災害対策本部 (本部長)	本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置及び廃止</li> <li>・災害対策活動の総括</li> <li>・配備態勢の決定</li> <li>・<u>避難準備情報、避難勧告・指示、災害発生情報</u>の発令</li> <li>・現地災害対策本部の設置及び廃止の決定</li> <li>・その他各班の災害対策活動における重要事項の決定</li> <li>・災害対策に関する県との調整（技監）</li> </ul>	
部	班名	担当部課	事務分掌																	
本部	災害対策本部 (本部長)	本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置及び廃止</li> <li>・災害対策活動の総括</li> <li>・配備態勢の決定</li> <li>・<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>の発令</li> <li>・現地災害対策本部の設置及び廃止の決定</li> <li>・その他各班の災害対策活動における重要事項の決定</li> <li>・災害対策に関する県との調整（技監）</li> </ul>																	
部	班名	担当部課	事務分掌																	
本部	災害対策本部 (本部長)	本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置及び廃止</li> <li>・災害対策活動の総括</li> <li>・配備態勢の決定</li> <li>・<u>避難準備情報、避難勧告・指示、災害発生情報</u>の発令</li> <li>・現地災害対策本部の設置及び廃止の決定</li> <li>・その他各班の災害対策活動における重要事項の決定</li> <li>・災害対策に関する県との調整（技監）</li> </ul>																	

頁	修正後				頁	現 行				備考	
2章 1節 第3 117頁	本部 事務局	部	班名	担当部課 防災安全課 戸籍住民課 健康課	2章 1節 第3 117頁	本部 事務局	部	班名	担当部課 防災安全課 戸籍住民課 健康課	事務分掌 ・収集した情報に対する対応の検討 ・対応する部・班の決定・連絡 ・消防団の調整 ・県への報告・調整 (フェニックス防災システムの入力含む。) ・消防本部・警察・自衛隊との連絡調整 ・ライフライン関係機関との連絡調整 (関西電力・ <u>関西電力送配電</u> ・N T T・ガス・J R) ・被害情報・重要決定事項の記録・整理 ・被害情報・重要決定事項の庁内周知 ・本部会議資料・広報資料の作成 ・被害報告書の作成 ・県、国及び議会等に対する要望 ・自衛隊の派遣要請 ・応援協定に基づく応援要請	
情報共有処理班 (防災安全課長)		情報共有処理班 (防災安全課長)	事務分掌 ・収集した情報に対する対応の検討 ・対応する部・班の決定・連絡 ・消防団の調整 ・県への報告・調整 (フェニックス防災システムの入力含む。) ・消防本部・警察・自衛隊との連絡調整 ・ライフライン関係機関との連絡調整 (関西電力・ <u>関西電力送配電</u> ・N T T・ガス・J R) ・被害情報・重要決定事項の記録・整理 ・被害情報・重要決定事項の庁内周知 ・本部会議資料・広報資料の作成 ・被害報告書の作成 ・県、国及び議会等に対する要望 ・自衛隊の派遣要請 ・応援協定に基づく応援要請	情報共有処理班 (防災安全課長)	事務分掌 ・収集した情報に対する対応の検討 ・対応する部・班の決定・連絡 ・消防団の調整 ・県への報告・調整 (フェニックス防災システムの入力含む。) ・消防本部・警察・自衛隊との連絡調整 ・ライフライン関係機関との連絡調整 (関西電力 _____ ・N T T・ガス・J R) ・被害情報・重要決定事項の記録・整理 ・被害情報・重要決定事項の庁内周知 ・本部会議資料・広報資料の作成 ・被害報告書の作成 ・県、国及び議会等に対する要望 ・自衛隊の派遣要請 ・応援協定に基づく応援要請						

頁	修正後	頁	現 行	備考																														
2章 1節 第3 121頁	<p>○西脇多可行政事務組合</p> <table border="1" data-bbox="183 269 1077 547"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>担当部課</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応援班</td> <td>総務課 農業共済課 認定審査課 ※派遣職員除く</td> <td>西脇市各班の応援</td> </tr> <tr> <td><u>清掃班</u></td> <td><u>業務課</u></td> <td><u>・避難所のごみ収集</u> <u>・廃棄物の撤去及び処理</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(削る)</p> <table border="1" data-bbox="183 595 1077 719"> <tbody> <tr> <td>(削る)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	班名	担当部課	事務分掌	応援班	総務課 農業共済課 認定審査課 ※派遣職員除く	西脇市各班の応援	<u>清掃班</u>	<u>業務課</u>	<u>・避難所のごみ収集</u> <u>・廃棄物の撤去及び処理</u>	(削る)			(削る)			2章 1節 第3 121頁	<p>○西脇多可行政事務組合</p> <table border="1" data-bbox="1202 269 2101 547"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>担当部課</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応援班</td> <td>総務課 農業共済課 認定審査課 ※派遣職員除く</td> <td>西脇市各班の応援</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○北播磨清掃事務組合</p> <table border="1" data-bbox="1202 595 2101 719"> <thead> <tr> <th><u>班名</u></th> <th><u>担当部課</u></th> <th><u>事務分掌</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>清掃班</u></td> <td><u>業務課</u></td> <td><u>・避難所のごみ収集</u> <u>・廃棄物の撤去及び処理</u></td> </tr> </tbody> </table>	班名	担当部課	事務分掌	応援班	総務課 農業共済課 認定審査課 ※派遣職員除く	西脇市各班の応援	(新設)			<u>班名</u>	<u>担当部課</u>	<u>事務分掌</u>	<u>清掃班</u>	<u>業務課</u>	<u>・避難所のごみ収集</u> <u>・廃棄物の撤去及び処理</u>	
班名	担当部課	事務分掌																																
応援班	総務課 農業共済課 認定審査課 ※派遣職員除く	西脇市各班の応援																																
<u>清掃班</u>	<u>業務課</u>	<u>・避難所のごみ収集</u> <u>・廃棄物の撤去及び処理</u>																																
(削る)																																		
(削る)																																		
班名	担当部課	事務分掌																																
応援班	総務課 農業共済課 認定審査課 ※派遣職員除く	西脇市各班の応援																																
(新設)																																		
<u>班名</u>	<u>担当部課</u>	<u>事務分掌</u>																																
<u>清掃班</u>	<u>業務課</u>	<u>・避難所のごみ収集</u> <u>・廃棄物の撤去及び処理</u>																																
2章 2節 第1 1 125頁	<p><b>第2節 配備、動員</b> <b>第1 非常配備態勢</b> <b>1 態勢区分</b> 【解説】 ※9 表の配備の目安の水位に達していなくても、今後避難判断水位・氾濫危険水位（特別警戒水位）・計画高水位に達すると予想され、<u>高齢者等避難、避難指示</u>を発令する可能性がある場合は、早い段階で必要な配備態勢をとり、広報、避難所派遣等必要な対応の準備を行う。</p>	2章 2節 第1 1 125頁	<p><b>第2節 配備、動員</b> <b>第1 非常配備態勢</b> <b>1 態勢区分</b> 【解説】 ※9 表の配備の目安の水位に達していなくても、今後避難判断水位・氾濫危険水位（特別警戒水位）・計画高水位に達すると予想され、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令する可能性がある場合は、早い段階で必要な配備態勢をとり、広報、避難所派遣等必要な対応の準備を行う。</p>																															
2章 2節 第1 4 127頁	<p><b>4 非常配備態勢下の活動</b> (3) 第2号・第3号配備態勢下の活動 ① 本部長は、災害対策本部員会議を招集する。本部員会議は特別の指示がない限り、市役所<u>大会議室</u>で開催する。</p>	2章 2節 第1 4 127頁	<p><b>4 非常配備態勢下の活動</b> (3) 第2号・第3号配備態勢下の活動 ① 本部長は、災害対策本部員会議を招集する。本部員会議は特別の指示がない限り、市役所<u>応接室</u>で開催する。</p>																															

頁	修正後	頁	現 行	備考																																										
2章 3節 第1 1 130頁	<p>第3節 情報の収集・伝達及び報告</p> <p>第1 通信の確保</p> <p>1 通信機能の確保</p> <table border="1" data-bbox="181 384 1088 884"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 384 248 884">通信系</th> <th data-bbox="248 384 602 432">主な手段</th> <th data-bbox="602 384 1088 432">主な通信区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 432 248 552"></td> <td data-bbox="248 432 602 552">           防災行政無線            (統制台・移動局23基)         </td> <td data-bbox="602 432 1088 552"> <u>本部(本部事務局)統制台～移動局</u>  <u>本部(本部事務局、活動班本部)用</u>  <u>移動局～移動局</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 552 248 608"></td> <td data-bbox="248 552 602 608">(削る)</td> <td data-bbox="602 552 1088 608"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 608 248 684"></td> <td data-bbox="248 608 602 684">消防無線</td> <td data-bbox="602 608 1088 684">消防本部～消防団～本部(本部事務局)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 684 248 740"></td> <td data-bbox="248 684 602 740">携帯電話</td> <td data-bbox="602 684 1088 740">本部(各部)～現場職員等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 740 248 798"></td> <td data-bbox="248 740 602 798">(削る)</td> <td data-bbox="602 740 1088 798"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 798 248 884"></td> <td data-bbox="248 798 602 884">警察専用電話施設</td> <td data-bbox="602 798 1088 884">西脇警察署～駐在所・派出所～兵庫県警察本部</td> </tr> </tbody> </table>	通信系	主な手段	主な通信区間		防災行政無線 (統制台・移動局23基)	<u>本部(本部事務局)統制台～移動局</u> <u>本部(本部事務局、活動班本部)用</u> <u>移動局～移動局</u>		(削る)			消防無線	消防本部～消防団～本部(本部事務局)		携帯電話	本部(各部)～現場職員等		(削る)			警察専用電話施設	西脇警察署～駐在所・派出所～兵庫県警察本部	2章 3節 第1 1 130頁	<p>第3節 情報の収集・伝達及び報告</p> <p>第1 通信の確保</p> <p>1 通信機能の確保</p> <table border="1" data-bbox="1202 384 2114 884"> <thead> <tr> <th data-bbox="1202 384 1270 884">通信系</th> <th data-bbox="1270 384 1624 432">主な手段</th> <th data-bbox="1624 384 2114 432">主な通信区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1202 432 1270 552"></td> <td data-bbox="1270 432 1624 552">           防災行政無線            (移動局・固定局)         </td> <td data-bbox="1624 432 2114 552"> <u>本部(各部)～移動局(21基)</u>  <u>本部(本部事務局)～固定局(6局)</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1202 552 1270 608"></td> <td data-bbox="1270 552 1624 608">水道無線</td> <td data-bbox="1624 552 2114 608">本部(建設水道部)～現場職員等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1202 608 1270 684"></td> <td data-bbox="1270 608 1624 684">消防無線</td> <td data-bbox="1624 608 2114 684">消防本部～消防団～本部(本部事務局)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1202 684 1270 740"></td> <td data-bbox="1270 684 1624 740">携帯電話</td> <td data-bbox="1624 684 2114 740">本部(各部)～現場職員等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1202 740 1270 798"></td> <td data-bbox="1270 740 1624 798">自動車電話</td> <td data-bbox="1624 740 2114 798">本部(総務部)～市長車</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1202 798 1270 884"></td> <td data-bbox="1270 798 1624 884">警察専用電話施設</td> <td data-bbox="1624 798 2114 884">西脇警察署～駐在所・派出所～兵庫県警察本部</td> </tr> </tbody> </table>	通信系	主な手段	主な通信区間		防災行政無線 (移動局・固定局)	<u>本部(各部)～移動局(21基)</u> <u>本部(本部事務局)～固定局(6局)</u>		水道無線	本部(建設水道部)～現場職員等		消防無線	消防本部～消防団～本部(本部事務局)		携帯電話	本部(各部)～現場職員等		自動車電話	本部(総務部)～市長車		警察専用電話施設	西脇警察署～駐在所・派出所～兵庫県警察本部	
通信系	主な手段	主な通信区間																																												
	防災行政無線 (統制台・移動局23基)	<u>本部(本部事務局)統制台～移動局</u> <u>本部(本部事務局、活動班本部)用</u> <u>移動局～移動局</u>																																												
	(削る)																																													
	消防無線	消防本部～消防団～本部(本部事務局)																																												
	携帯電話	本部(各部)～現場職員等																																												
	(削る)																																													
	警察専用電話施設	西脇警察署～駐在所・派出所～兵庫県警察本部																																												
通信系	主な手段	主な通信区間																																												
	防災行政無線 (移動局・固定局)	<u>本部(各部)～移動局(21基)</u> <u>本部(本部事務局)～固定局(6局)</u>																																												
	水道無線	本部(建設水道部)～現場職員等																																												
	消防無線	消防本部～消防団～本部(本部事務局)																																												
	携帯電話	本部(各部)～現場職員等																																												
	自動車電話	本部(総務部)～市長車																																												
	警察専用電話施設	西脇警察署～駐在所・派出所～兵庫県警察本部																																												

頁	修正後					頁	現 行					備考
2章 3節 第2	<b>第3節 情報の収集・伝達及び報告</b> <b>第2 気象情報・河川情報等の収集・伝達</b> <b>■ 主な気象情報・河川情報等の内容と注意点</b>					2章 3節 第2	<b>第3節 情報の収集・伝達及び報告</b> <b>第2 気象情報・河川情報等の収集・伝達</b> <b>■ 主な気象情報・河川情報等の内容と注意点</b>					
131頁 132頁	情報項目 土砂災害 警戒情報	内容 大雨による土砂災害発生 の危険度が高まったとき、 市長が避難指示等を発令する際 の判断や住民の自主避難の参考 となるよう、県と神戸地方気象 台が共同で発表する防災情報	発表者 県 神戸地方気象台	入手方法 フェニックス防 災端末、衛星FAX、インター ネット、にしわき防災ネット （メール配信） 等	備考 避難指示等の 発令の参考とする。	131頁 132頁	情報項目 土砂災害 警戒情報	内容 大雨による土砂災害発生 の危険度が高まったとき、市 長が避難勧告等を発令する際 の判断や住民の自主避難の参考 となるよう、県と神戸地方気象 台が共同で発表する防災情報	発表者 県 神戸地方気象台	入手方法 フェニックス防 災端末、衛星FAX、インター ネット、にしわき防災ネット （メール配信） 等	備考 避難勧告等の 発令の参考とする。	
	特別警報	数十年に一度の降雨量となる大雨が予測され           場合	神戸地方気象台	フェニックス防災端末、衛星FAX、インターネット、にしわき防災ネット（メール配信）、テレビ、ラジオ等	特別警報の情報はにしわき防災ネットでメール配信及び、防災行政無線で放送を行う。		特別警報	数十年に一度の降雨量となる大雨が予測され、 <u>若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</u>	神戸地方気象台	フェニックス防災端末、衛星FAX、インターネット、にしわき防災ネット（メール配信）、テレビ、ラジオ等	特別警報の情報はにしわき防災ネットでメール配信及び、防災行政無線で放送を行う。	



頁	修正後					頁	現 行					備考
	情報項目 雨雲の動き (レーダー・降水ナウキャスト)	内容 60分先までの降雨強度の分布予測 (10分更新)	発表者 気象庁	入手方法 気象庁ホームページ	備考 雨雲の流れ、降雨強度等の予測の参考とする。	情報項目 雨雲の動き (レーダー・降水ナウキャスト)	内容 60分先までの降雨強度の分布予測 (10分更新)	発表者 気象庁	入手方法 気象庁ホームページ	備考 雨雲の流れ、降雨強度等の予測の参考とする。		
	<u>キキクル (危険度分布)</u>	<u>大雨による災害の危険度の高まりを地図上に表示する。</u>	<u>気象庁</u>	<u>気象庁ホームページ</u>	<u>浸水害、洪水土砂災害予測の参考とする。</u>							
	洪水予報	国土交通省と神戸地方気象台が共同で発表する 氾濫注意情報、 氾濫警戒情報、 氾濫危険情報、 氾濫発生情報	国土交通省、神戸地方気象台	衛星FAX、フェニックス防災端末、インターネット等	西脇市では板波水位観測所が対象 避難 <u>指示</u> 等の判断を行う上で非常に重要な情報	洪水予報	国土交通省と神戸地方気象台が共同で発表する 氾濫注意情報、 氾濫警戒情報、 氾濫危険情報、 氾濫発生情報	国土交通省、神戸地方気象台	衛星FAX、フェニックス防災端末、インターネット等	西脇市では板波水位観測所が対象 避難 <u>勧告</u> 等の判断を行う上で非常に重要な情報		

頁	修正後	頁	現 行	備考
3章 3節 第1 1 160頁	<p><b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b></p> <p><b>第3節 交通・輸送対策</b></p> <p><b>第1 交通確保対策</b></p> <p><b>1 被災情報及び交通情報の収集</b></p> <p>(1) 道路管理者及び警察署は、災害警戒段階から、緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。</p> <p>特に、避難<u>指示</u>等が発表された場合は、避難対象地区の道路の冠水状況等を確認し、市（本部事務局）に報告する。</p>	3章 3節 第1 1 160頁	<p><b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b></p> <p><b>第3節 交通・輸送対策</b></p> <p><b>第1 交通確保対策</b></p> <p><b>1 被災情報及び交通情報の収集</b></p> <p>(1) 道路管理者及び警察署は、災害警戒段階から、緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。</p> <p>特に、避難<u>勧告</u>等が発表された場合は、避難対象地区の道路の冠水状況等を確認し、市（本部事務局）に報告する。</p>	
3章 3節 第3 163頁	<p><b>第3 ヘリコプターの運航</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要請手続</p> <p>県消防防災ヘリコプター緊急運航の要請は、市長又は消防長 <u>又はそれらの者から委任された者が、防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、「消防防災ヘリコプター緊急運航要請書」を消防防災航空隊にファクシミリ等により提出する。</u></p> <p><u>ただし、県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行うこととする。</u></p>	3章 3節 第3 163頁	<p><b>第3 ヘリコプターの運航</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要請手続</p> <p>県消防防災ヘリコプター緊急運航の要請は、市長又は消防長 <u>が「消防防災ヘリコプター緊急運航要請書」により、ファクシミリ等で県防災監に要請するものとし、手続は神戸市消防局に対して行う。</u></p>	

頁	修正後	頁	備考
3章 4節 第1 1 167頁	<p><b>第4節 避難対策</b></p> <p><b>第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</b></p> <p><b>1 高齢者等避難、避難指示</b></p> <p>市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、消防、警察、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員等の協力を得て避難行動を行う。</p> <p>特に高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策を構築する必要がある。このため、<u>避難指示</u>の前に、市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動に時間を要する災害時要援護者等に対して、早めの段階で避難を開始することを求める<u>高齢者等避難</u>を伝達し、その避難行動を支援する。</p>	<p><b>第4節 避難対策</b></p> <p><b>第1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</b></p> <p><b>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</b></p> <p>市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、消防、警察、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員等の協力を得て避難行動を行う。</p> <p>特に高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策を構築する必要がある。このため、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>の前に、市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動に時間を要する災害時要援護者等に対して、早めの段階で避難を開始することを求める<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を伝達し、その避難行動を支援する。</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考												
3章 4節 第1 1 168頁	<p><u>避難指示</u>の発令権限と要件は、次のとおりである。</p> <p>■<u>避難指示</u>の発令権者及び要件</p> <table border="1" data-bbox="192 308 1077 818"> <thead> <tr> <th data-bbox="192 308 342 347">発令権者</th> <th data-bbox="342 308 965 347">実施の要件・内容</th> <th data-bbox="965 308 1077 347">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="192 347 342 818">市長</td> <td data-bbox="342 347 965 818"> <p>災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、<u>必要と認める居住者等に対し、避難の指示することとする。</u></p> <p>※必要があるときは、その立ち退き先を指示できる。</p> <p>※<u>避難のための立退きを指示し</u>、又は立ち退き先を指示したときは、速やかに、知事に報告しなければならない。</p> <p>※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示しなければならない。</p> </td> <td data-bbox="965 347 1077 818">災害対策基本法第60条</td> </tr> </tbody> </table>	発令権者	実施の要件・内容	根拠法令	市長	<p>災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、<u>必要と認める居住者等に対し、避難の指示することとする。</u></p> <p>※必要があるときは、その立ち退き先を指示できる。</p> <p>※<u>避難のための立退きを指示し</u>、又は立ち退き先を指示したときは、速やかに、知事に報告しなければならない。</p> <p>※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示しなければならない。</p>	災害対策基本法第60条	3章 4節 第1 1 168頁	<p><u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>の発令権限と要件は、次のとおりである。</p> <p>■<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>の発令権者及び要件</p> <table border="1" data-bbox="1214 308 2098 818"> <thead> <tr> <th data-bbox="1214 308 1364 347">発令権者</th> <th data-bbox="1364 308 1986 347">実施の要件・内容</th> <th data-bbox="1986 308 2098 347">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1214 347 1364 818">市長</td> <td data-bbox="1364 347 1986 818"> <p>災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、<u>必要な地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を勧告し、急を要するときは避難を指示できる。</u></p> <p>※必要があるときは、その立ち退き先を指示できる。</p> <p>※<u>勧告、指示</u>、又は立ち退き先を指示したときは、速やかに、知事に報告しなければならない。</p> <p>※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示しなければならない。</p> </td> <td data-bbox="1986 347 2098 818">災害対策基本法第60条</td> </tr> </tbody> </table>	発令権者	実施の要件・内容	根拠法令	市長	<p>災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、<u>必要な地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を勧告し、急を要するときは避難を指示できる。</u></p> <p>※必要があるときは、その立ち退き先を指示できる。</p> <p>※<u>勧告、指示</u>、又は立ち退き先を指示したときは、速やかに、知事に報告しなければならない。</p> <p>※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示しなければならない。</p>	災害対策基本法第60条	
発令権者	実施の要件・内容	根拠法令														
市長	<p>災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、<u>必要と認める居住者等に対し、避難の指示することとする。</u></p> <p>※必要があるときは、その立ち退き先を指示できる。</p> <p>※<u>避難のための立退きを指示し</u>、又は立ち退き先を指示したときは、速やかに、知事に報告しなければならない。</p> <p>※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示しなければならない。</p>	災害対策基本法第60条														
発令権者	実施の要件・内容	根拠法令														
市長	<p>災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、<u>必要な地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を勧告し、急を要するときは避難を指示できる。</u></p> <p>※必要があるときは、その立ち退き先を指示できる。</p> <p>※<u>勧告、指示</u>、又は立ち退き先を指示したときは、速やかに、知事に報告しなければならない。</p> <p>※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示しなければならない。</p>	災害対策基本法第60条														
3章 4節 第1 2 168頁	<p><b>2 実施基準</b></p> <p>災害対策本部（本部員）は、次の実施基準及び発令の目安等を参考に<u>高齢者等避難</u>及び避難の<u>指示</u>を行う。</p> <p>なお、西脇市防災マップの浸水想定区域、高齢者等の災害時要援護者が利用する施設、重要水防区域、住宅に近接する危険箇所等の<u>災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定することとする。</u></p>	3章 4節 第1 2 168頁	<p><b>2 実施基準</b></p> <p>災害対策本部（本部員）は、次の実施基準及び発令の目安等を参考に<u>避難準備</u>及び避難の<u>勧告・指示</u>を行う。</p> <p>なお、西脇市防災マップの浸水想定区域、高齢者等の災害時要援護者が利用する施設、重要水防区域、住宅に近接する危険箇所<u>から優先して伝達する。</u></p>													

頁	修正後	頁	現 行	備考																																				
3章 4節 第1 2 169頁	<p>■避難の実施基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 272 304 304">種別</th> <th data-bbox="304 272 703 304">条件</th> <th data-bbox="703 272 891 304">伝達内容</th> <th data-bbox="891 272 1086 304">伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 328 304 400"><u>高齢者等避難</u></td> <td data-bbox="304 328 703 663">           ①気象条件等により過去の災害発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては<u>避難指示</u>等を行うことが予想されるとき。            ② (1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。         </td> <td data-bbox="703 328 891 584">           ①避難準備(要援護者は避難開始)をすべき理由            ②対象地区            ③携行品            ④その他注意         </td> <td data-bbox="891 328 1086 663">           ①防災行政無線            ②サイレン吹鳴            ③にしわき防災ネット及び緊急速報メールによるメール配信            ④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達            ⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送            ⑥ホームページ            ⑦放送事業者への報道要請            ⑧戸別に口頭伝達(状況により)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 671 304 743"><u>避難指示</u></td> <td data-bbox="304 671 703 1150">           ①当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき。  <u>②状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。</u>            ③ (1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。         </td> <td data-bbox="703 671 891 959">           ①<u>指示者</u>            ②対象地区            ③避難経路            ④避難場所            ⑤服装、携行品            ⑥避難行動時の注意事項         </td> <td data-bbox="891 671 1086 1150">           ④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達            ⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送            ⑥ホームページ            ⑦放送事業者への報道要請            ⑧戸別に口頭伝達(状況により)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1158 304 1230"><u>緊急安全確保</u></td> <td data-bbox="304 1158 703 1230">           可能な範囲で、災害が実際に発生していることを把握した場合         </td> <td data-bbox="703 1158 891 1230"></td> <td data-bbox="891 1158 1086 1230"></td> </tr> </tbody> </table>	種別	条件	伝達内容	伝達方法	<u>高齢者等避難</u>	①気象条件等により過去の災害発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては <u>避難指示</u> 等を行うことが予想されるとき。 ② (1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。	①避難準備(要援護者は避難開始)をすべき理由 ②対象地区 ③携行品 ④その他注意	①防災行政無線 ②サイレン吹鳴 ③にしわき防災ネット及び緊急速報メールによるメール配信 ④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達 ⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達(状況により)	<u>避難指示</u>	①当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき。 <u>②状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。</u> ③ (1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。	① <u>指示者</u> ②対象地区 ③避難経路 ④避難場所 ⑤服装、携行品 ⑥避難行動時の注意事項	④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達 ⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達(状況により)	<u>緊急安全確保</u>	可能な範囲で、災害が実際に発生していることを把握した場合			3章 4節 第1 2 169頁	<p>■避難の実施基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1218 272 1326 304">種別</th> <th data-bbox="1326 272 1724 304">条件</th> <th data-bbox="1724 272 1912 304">伝達内容</th> <th data-bbox="1912 272 2107 304">伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 328 1326 504"><u>避難準備・高齢者等避難開始</u></td> <td data-bbox="1326 328 1724 695">           ①気象条件等により過去の災害発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては<u>避難勧告、避難指示</u>等を行うことが予想されるとき。            ② (1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。         </td> <td data-bbox="1724 328 1912 584">           ①避難準備(要援護者は避難開始)をすべき理由            ②対象地区            ③携行品            ④その他注意         </td> <td data-bbox="1912 328 2107 695">           ①防災行政無線            ②サイレン吹鳴            ③にしわき防災ネット及び緊急速報メールによるメール配信            ④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達            ⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送            ⑥ホームページ            ⑦放送事業者への報道要請            ⑧戸別に口頭伝達(状況により)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1218 703 1326 775"><u>避難勧告</u></td> <td data-bbox="1326 703 1724 927">           ①当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき。            ② (1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。         </td> <td data-bbox="1724 703 1912 959">           ①<u>勧告・指示者</u>            ②対象地区            ③避難経路            ④避難場所            ⑤服装、携行品            ⑥避難行動時の注意事項         </td> <td data-bbox="1912 703 2107 959">           ④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達            ⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送            ⑥ホームページ            ⑦放送事業者への報道要請            ⑧戸別に口頭伝達(状況により)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1218 935 1326 1038"><u>避難指示(緊急)</u></td> <td data-bbox="1326 935 1724 1230"> <u>①状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。</u>  <u>② (1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。</u> </td> <td data-bbox="1724 935 1912 1038"></td> <td data-bbox="1912 935 2107 1230"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1218 1238 1326 1310"><u>災害発生情報</u></td> <td data-bbox="1326 1238 1724 1310">           可能な範囲で、災害が実際に発生していることを把握した場合         </td> <td data-bbox="1724 1238 1912 1310"></td> <td data-bbox="1912 1238 2107 1310"></td> </tr> </tbody> </table>	種別	条件	伝達内容	伝達方法	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	①気象条件等により過去の災害発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては <u>避難勧告、避難指示</u> 等を行うことが予想されるとき。 ② (1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。	①避難準備(要援護者は避難開始)をすべき理由 ②対象地区 ③携行品 ④その他注意	①防災行政無線 ②サイレン吹鳴 ③にしわき防災ネット及び緊急速報メールによるメール配信 ④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達 ⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達(状況により)	<u>避難勧告</u>	①当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき。 ② (1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。	① <u>勧告・指示者</u> ②対象地区 ③避難経路 ④避難場所 ⑤服装、携行品 ⑥避難行動時の注意事項	④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達 ⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達(状況により)	<u>避難指示(緊急)</u>	<u>①状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。</u> <u>② (1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。</u>			<u>災害発生情報</u>	可能な範囲で、災害が実際に発生していることを把握した場合			
種別	条件	伝達内容	伝達方法																																					
<u>高齢者等避難</u>	①気象条件等により過去の災害発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては <u>避難指示</u> 等を行うことが予想されるとき。 ② (1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。	①避難準備(要援護者は避難開始)をすべき理由 ②対象地区 ③携行品 ④その他注意	①防災行政無線 ②サイレン吹鳴 ③にしわき防災ネット及び緊急速報メールによるメール配信 ④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達 ⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達(状況により)																																					
<u>避難指示</u>	①当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき。 <u>②状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。</u> ③ (1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。	① <u>指示者</u> ②対象地区 ③避難経路 ④避難場所 ⑤服装、携行品 ⑥避難行動時の注意事項	④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達 ⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達(状況により)																																					
<u>緊急安全確保</u>	可能な範囲で、災害が実際に発生していることを把握した場合																																							
種別	条件	伝達内容	伝達方法																																					
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	①気象条件等により過去の災害発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては <u>避難勧告、避難指示</u> 等を行うことが予想されるとき。 ② (1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。	①避難準備(要援護者は避難開始)をすべき理由 ②対象地区 ③携行品 ④その他注意	①防災行政無線 ②サイレン吹鳴 ③にしわき防災ネット及び緊急速報メールによるメール配信 ④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達 ⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達(状況により)																																					
<u>避難勧告</u>	①当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがあるとき。 ② (1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。	① <u>勧告・指示者</u> ②対象地区 ③避難経路 ④避難場所 ⑤服装、携行品 ⑥避難行動時の注意事項	④区長会・自治会に協力を求め、口頭伝達 ⑤広報車、消防車、携帯マイクによる放送 ⑥ホームページ ⑦放送事業者への報道要請 ⑧戸別に口頭伝達(状況により)																																					
<u>避難指示(緊急)</u>	<u>①状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者があるとき。</u> <u>② (1)洪水、(2)土砂災害に定める発令の目安(別表)に達し、災害が発生するおそれがあるとき。</u>																																							
<u>災害発生情報</u>	可能な範囲で、災害が実際に発生していることを把握した場合																																							

頁	修正後	頁	現 行	備考																																	
3章 4節 第1 2 170頁	<p>(1) 洪水</p> <p>■避難指示等の発令の目安（洪水）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 309 324 480">種類</td> <td data-bbox="324 309 685 480">河川水位の観測が行われているが、予測は行われていない河川 (水位情報周知河川等)</td> <td data-bbox="685 309 1072 480">河川水位の観測と予測が行われていない河川</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 480 324 639"><u>高齢者等避難</u></td> <td data-bbox="324 480 685 639">避難判断水位に到達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき。</td> <td data-bbox="685 480 1072 639">近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 639 324 1007" rowspan="3"><u>避難指示</u></td> <td data-bbox="324 639 685 799">氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき。</td> <td data-bbox="685 639 1072 799">堤防高に水位が到達するおそれがあるとき。 近隣で浸水が拡大しているとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="324 799 1072 847">河川管理施設の異常（漏水等）を確認したとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="324 847 685 1007">河川管理施設の決壊、大規模異常（亀裂、大きな漏水等）、越水を確認したとき。</td> <td data-bbox="685 847 1072 1007">堤防高に水位が到達したとき。 近隣で浸水が床上に及んでいるとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1007 324 1110"><u>緊急安全確保</u></td> <td colspan="2" data-bbox="324 1007 1072 1110">災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。</td> </tr> </table>	種類	河川水位の観測が行われているが、予測は行われていない河川 (水位情報周知河川等)	河川水位の観測と予測が行われていない河川	<u>高齢者等避難</u>	避難判断水位に到達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき。	近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき。	<u>避難指示</u>	氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき。	堤防高に水位が到達するおそれがあるとき。 近隣で浸水が拡大しているとき。	河川管理施設の異常（漏水等）を確認したとき。		河川管理施設の決壊、大規模異常（亀裂、大きな漏水等）、越水を確認したとき。	堤防高に水位が到達したとき。 近隣で浸水が床上に及んでいるとき。	<u>緊急安全確保</u>	災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。		3章 4節 第1 2 170頁	<p>(1) 洪水</p> <p>■避難指示等の発令の目安（洪水）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1218 309 1346 480">種類</td> <td data-bbox="1346 309 1706 480">河川水位の観測が行われているが、予測は行われていない河川 (水位情報周知河川等)</td> <td data-bbox="1706 309 2094 480">河川水位の観測と予測が行われていない河川</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1218 480 1346 679"><u>避難準備・高齢者等避難開始</u></td> <td data-bbox="1346 480 1706 679">避難判断水位に到達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき。</td> <td data-bbox="1706 480 2094 679">近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1218 679 1346 879" rowspan="2"><u>避難勧告</u></td> <td data-bbox="1346 679 1706 839">氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき。</td> <td data-bbox="1706 679 2094 839">堤防高に水位が到達するおそれがあるとき。 近隣で浸水が拡大しているとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1346 839 2094 879">河川管理施設の異常（漏水等）を確認したとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1218 879 1346 1038"><u>避難指示（緊急）</u></td> <td data-bbox="1346 879 1706 1038">河川管理施設の決壊、大規模異常（亀裂、大きな漏水等）、越水を確認したとき。</td> <td data-bbox="1706 879 2094 1038">堤防高に水位が到達したとき。 近隣で浸水が床上に及んでいるとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1218 1038 1346 1142"><u>災害発生情報</u></td> <td colspan="2" data-bbox="1346 1038 2094 1142">災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。</td> </tr> </table>	種類	河川水位の観測が行われているが、予測は行われていない河川 (水位情報周知河川等)	河川水位の観測と予測が行われていない河川	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	避難判断水位に到達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき。	近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき。	<u>避難勧告</u>	氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき。	堤防高に水位が到達するおそれがあるとき。 近隣で浸水が拡大しているとき。	河川管理施設の異常（漏水等）を確認したとき。		<u>避難指示（緊急）</u>	河川管理施設の決壊、大規模異常（亀裂、大きな漏水等）、越水を確認したとき。	堤防高に水位が到達したとき。 近隣で浸水が床上に及んでいるとき。	<u>災害発生情報</u>	災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。		
種類	河川水位の観測が行われているが、予測は行われていない河川 (水位情報周知河川等)	河川水位の観測と予測が行われていない河川																																			
<u>高齢者等避難</u>	避難判断水位に到達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき。	近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき。																																			
<u>避難指示</u>	氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき。	堤防高に水位が到達するおそれがあるとき。 近隣で浸水が拡大しているとき。																																			
	河川管理施設の異常（漏水等）を確認したとき。																																				
	河川管理施設の決壊、大規模異常（亀裂、大きな漏水等）、越水を確認したとき。	堤防高に水位が到達したとき。 近隣で浸水が床上に及んでいるとき。																																			
<u>緊急安全確保</u>	災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。																																				
種類	河川水位の観測が行われているが、予測は行われていない河川 (水位情報周知河川等)	河川水位の観測と予測が行われていない河川																																			
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	避難判断水位に到達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき。	近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき。																																			
<u>避難勧告</u>	氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき。	堤防高に水位が到達するおそれがあるとき。 近隣で浸水が拡大しているとき。																																			
	河川管理施設の異常（漏水等）を確認したとき。																																				
<u>避難指示（緊急）</u>	河川管理施設の決壊、大規模異常（亀裂、大きな漏水等）、越水を確認したとき。	堤防高に水位が到達したとき。 近隣で浸水が床上に及んでいるとき。																																			
<u>災害発生情報</u>	災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。																																				

頁	修正後	頁	現 行	備考																																													
3章 4節 第1 2 171頁	<p>(2) 土砂災害</p> <p>■避難指示等の発令の目安（土砂災害）</p> <table border="1" data-bbox="197 309 1086 1310"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 309 286 347">種類</th> <th data-bbox="286 309 645 347">現地情報による基準</th> <th colspan="3" data-bbox="645 309 1086 347">土砂災害警戒基準雨量（消防庁）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 347 286 611"><u>高齢者等避難</u></td> <td data-bbox="286 347 645 611">・近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、水量の変化等）が発見されたとき。</td> <td data-bbox="645 347 792 611">当日の日雨量が50mmを超えたとき。</td> <td data-bbox="792 347 943 611">当日の日雨量が80mmを超えたとき。</td> <td data-bbox="943 347 1086 611">当日の日雨量が100mmを超えたとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 611 286 1198"><u>避難指示</u></td> <td data-bbox="286 611 645 1198">・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）が発見されたとき。 <u>・近隣で土砂災害が発生したとき。</u> <u>・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。</u></td> <td data-bbox="645 611 792 1198">当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。</td> <td data-bbox="792 611 943 1198">当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。</td> <td data-bbox="943 611 1086 1198">当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1198 286 1310"><u>緊急安全確保</u></td> <td colspan="4" data-bbox="286 1198 1086 1310">・災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	現地情報による基準	土砂災害警戒基準雨量（消防庁）			<u>高齢者等避難</u>	・近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、水量の変化等）が発見されたとき。	当日の日雨量が50mmを超えたとき。	当日の日雨量が80mmを超えたとき。	当日の日雨量が100mmを超えたとき。	<u>避難指示</u>	・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）が発見されたとき。 <u>・近隣で土砂災害が発生したとき。</u> <u>・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。</u>	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	<u>緊急安全確保</u>	・災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。				3章 4節 第1 2 171頁	<p>(2) 土砂災害</p> <p>■避難指示等の発令の目安（土砂災害）</p> <table border="1" data-bbox="1216 309 2105 1310"> <thead> <tr> <th data-bbox="1216 309 1305 347">種類</th> <th data-bbox="1305 309 1664 347">現地情報による基準</th> <th colspan="3" data-bbox="1664 309 2105 347">土砂災害警戒基準雨量（消防庁）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1216 347 1305 611"><u>避難準備・高齢者等避難開始</u></td> <td data-bbox="1305 347 1664 611">・近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、水量の変化等）が発見されたとき。</td> <td data-bbox="1664 347 1814 611">当日の日雨量が50mmを超えたとき。</td> <td data-bbox="1814 347 1964 611">当日の日雨量が80mmを超えたとき。</td> <td data-bbox="1964 347 2105 611">当日の日雨量が100mmを超えたとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 611 1305 970"><u>避難勧告</u></td> <td data-bbox="1305 611 1664 970">・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）が発見されたとき。</td> <td data-bbox="1664 611 1814 970">当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。</td> <td data-bbox="1814 611 1964 970">当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。</td> <td data-bbox="1964 611 2105 970">当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 970 1305 1198"><u>避難指示（緊急）</u></td> <td colspan="4" data-bbox="1305 970 2105 1198">・近隣で土砂災害が発生したとき。 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 1198 1305 1310"><u>災害発生情報</u></td> <td colspan="4" data-bbox="1305 1198 2105 1310">・災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	現地情報による基準	土砂災害警戒基準雨量（消防庁）			<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	・近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、水量の変化等）が発見されたとき。	当日の日雨量が50mmを超えたとき。	当日の日雨量が80mmを超えたとき。	当日の日雨量が100mmを超えたとき。	<u>避難勧告</u>	・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）が発見されたとき。	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	<u>避難指示（緊急）</u>	・近隣で土砂災害が発生したとき。 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。				<u>災害発生情報</u>	・災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。				
種類	現地情報による基準	土砂災害警戒基準雨量（消防庁）																																															
<u>高齢者等避難</u>	・近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、水量の変化等）が発見されたとき。	当日の日雨量が50mmを超えたとき。	当日の日雨量が80mmを超えたとき。	当日の日雨量が100mmを超えたとき。																																													
<u>避難指示</u>	・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）が発見されたとき。 <u>・近隣で土砂災害が発生したとき。</u> <u>・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。</u>	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。																																													
<u>緊急安全確保</u>	・災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。																																																
種類	現地情報による基準	土砂災害警戒基準雨量（消防庁）																																															
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	・近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、水量の変化等）が発見されたとき。	当日の日雨量が50mmを超えたとき。	当日の日雨量が80mmを超えたとき。	当日の日雨量が100mmを超えたとき。																																													
<u>避難勧告</u>	・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）が発見されたとき。	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。																																													
<u>避難指示（緊急）</u>	・近隣で土砂災害が発生したとき。 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。																																																
<u>災害発生情報</u>	・災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。																																																

頁	修正後	頁	現 行	備考																		
3章 4節 第1 3 171頁 172頁	<p><b>3 避難情報の伝達</b></p> <p>市（本部事務局）は、警報等の収集・伝達方法に準じて、警察署、消防団、消防本部、自治会、自主防災会等の協力を得て市民等への周知徹底を図る。</p> <p><u>避難指示</u>等を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全確保を図る。</p> <p>(1) <u>避難指示</u>等の発令者</p> <p>(2) <u>避難指示</u>等を発令した対象地区名</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <table border="1" data-bbox="192 608 1086 1161"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発令の意図</th> <th>市民等に求める避難行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>高齢者等避難</u> 【警戒レベル3】</td> <td>災害発生の危険性があり、市民に避難の準備を求める。また、避難に時間を要する市民には避難の開始を求める</td> <td>○対象地区の市民は、戸別受信機を高いところに移動させ、最小限の毛布、衣類、薬、タオル、水、食料、懐中電灯（冬はカイロ）等を用意し、周りの状況により自主避難する。 ○対象地区のお年寄り、障害のある人、小さい子供のある人等要援護者は避難を開始する。</td> </tr> <tr> <td><u>避難指示</u> 【警戒レベル4】</td> <td>災害により被害が発生する危険性が高まり、市民に避難の開始を求める。</td> <td>○対象地区の市民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ○対象地区以外の市民は、周りの状況により自主避難する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発令の意図	市民等に求める避難行動	<u>高齢者等避難</u> 【警戒レベル3】	災害発生の危険性があり、市民に避難の準備を求める。また、避難に時間を要する市民には避難の開始を求める	○対象地区の市民は、戸別受信機を高いところに移動させ、最小限の毛布、衣類、薬、タオル、水、食料、懐中電灯（冬はカイロ）等を用意し、周りの状況により自主避難する。 ○対象地区のお年寄り、障害のある人、小さい子供のある人等要援護者は避難を開始する。	<u>避難指示</u> 【警戒レベル4】	災害により被害が発生する危険性が高まり、市民に避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ○対象地区以外の市民は、周りの状況により自主避難する。	3章 4節 第1 3 171頁 172頁	<p><b>3 避難情報の伝達</b></p> <p>市（本部事務局）は、警報等の収集・伝達方法に準じて、警察署、消防団、消防本部、自治会、自主防災会等の協力を得て市民等への周知徹底を図る。</p> <p><u>避難勧告・指示</u>等を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全確保を図る。</p> <p>(1) <u>避難勧告・指示</u>等の発令者</p> <p>(2) <u>避難勧告・指示</u>等を発令した対象地区名</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <table border="1" data-bbox="1214 608 2107 1161"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発令の意図</th> <th>市民等に求める避難行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 【警戒レベル3】</td> <td>災害発生の危険性があり、市民に避難の準備を求める。また、避難に時間を要する市民には避難の開始を求める</td> <td>○対象地区の市民は、戸別受信機を高いところに移動させ、最小限の毛布、衣類、薬、タオル、水、食料、懐中電灯（冬はカイロ）等を用意し、周りの状況により自主避難する。 ○対象地区のお年寄り、障害のある人、小さい子供のある人等要援護者は避難を開始する。</td> </tr> <tr> <td><u>避難勧告</u> 【警戒レベル4】</td> <td>災害により被害が発生する危険性が高まり、市民に避難の開始を求める。</td> <td>○対象地区の市民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ○対象地区以外の市民は、周りの状況により自主避難する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発令の意図	市民等に求める避難行動	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 【警戒レベル3】	災害発生の危険性があり、市民に避難の準備を求める。また、避難に時間を要する市民には避難の開始を求める	○対象地区の市民は、戸別受信機を高いところに移動させ、最小限の毛布、衣類、薬、タオル、水、食料、懐中電灯（冬はカイロ）等を用意し、周りの状況により自主避難する。 ○対象地区のお年寄り、障害のある人、小さい子供のある人等要援護者は避難を開始する。	<u>避難勧告</u> 【警戒レベル4】	災害により被害が発生する危険性が高まり、市民に避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ○対象地区以外の市民は、周りの状況により自主避難する。	
種類	発令の意図	市民等に求める避難行動																				
<u>高齢者等避難</u> 【警戒レベル3】	災害発生の危険性があり、市民に避難の準備を求める。また、避難に時間を要する市民には避難の開始を求める	○対象地区の市民は、戸別受信機を高いところに移動させ、最小限の毛布、衣類、薬、タオル、水、食料、懐中電灯（冬はカイロ）等を用意し、周りの状況により自主避難する。 ○対象地区のお年寄り、障害のある人、小さい子供のある人等要援護者は避難を開始する。																				
<u>避難指示</u> 【警戒レベル4】	災害により被害が発生する危険性が高まり、市民に避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ○対象地区以外の市民は、周りの状況により自主避難する。																				
種類	発令の意図	市民等に求める避難行動																				
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 【警戒レベル3】	災害発生の危険性があり、市民に避難の準備を求める。また、避難に時間を要する市民には避難の開始を求める	○対象地区の市民は、戸別受信機を高いところに移動させ、最小限の毛布、衣類、薬、タオル、水、食料、懐中電灯（冬はカイロ）等を用意し、周りの状況により自主避難する。 ○対象地区のお年寄り、障害のある人、小さい子供のある人等要援護者は避難を開始する。																				
<u>避難勧告</u> 【警戒レベル4】	災害により被害が発生する危険性が高まり、市民に避難の開始を求める。	○対象地区の市民は、近所の人にも声をかけて、複数で避難を開始する。 ○対象地区以外の市民は、周りの状況により自主避難する。																				





頁	修正後	頁	現 行	備考
3章 4節 第3 3 176頁	<p>ついては、大規模な洪水・土砂災害等により、他の指定避難所の受入能力を超える場合又は超えると予測される場合に開設する。</p> <p>また、福祉部は福祉避難所の開設の調整を行う。</p> <p><u>② 市（くらし安心部、教育部）は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>③ 市（くらし安心部、教育部）は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討することとする。</u></p> <p><u>④ 市（くらし安心部、教育部）は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めることとする。</u></p> <p><u>⑤ 市（くらし安心部、教育部）は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避することにより、指定避難所等だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討することとする。</u></p> <p><u>⑥ 市（くらし安心部、教育部）は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u></p> <p><b>3 避難所の運営</b>            (1) (略)            (2) 運営管理            ①～⑦ (略)</p>	3章 4節 第3 3 176頁	<p>する。避難所のうち、補助避難所については、大規模な洪水・土砂災害等により、他の指定避難所の受入能力を超える場合又は超えると予測される場合に開設する。</p> <p>また、福祉部は福祉避難所の開設の調整を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><b>3 避難所の運営</b>            (1) (略)            (2) 運営管理            ①～⑦ (略)</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
3章 4節 第3 3 176頁	<p>⑧ <u>指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>⑨ 常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に広報し、デマ等の流布防止と不安の解消に努める。</p> <p>⑩ 避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を講じ、混乱のないよう適切な処置を講じる。</p> <p>⑪ 避難所内に傷病人がいることを認めた場合は、速やかに適切な処置を講じる。</p> <p>⑫ 避難所の状況により仮設トイレを設置する。その確保が困難な場合は、県にあっせん等を依頼する。</p> <p>⑬ 仮設風呂及び洗濯機を設置する。その確保が困難な場合は、県を通じて、民間業者や自衛隊への協力要請をする。</p> <p>⑭ 必要により、県警察本部と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。なお、市で対応が困難な場合は、県が実施する。</p> <p>⑮ 避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの把握などを行う。</p> <p>⑯ <u>避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受け入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行うこととする。</u></p> <p>⑰ <u>避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</u></p>	3章 4節 第3 3 176頁	<p>(新設)</p> <p>⑧ 常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に広報し、デマ等の流布防止と不安の解消に努める。</p> <p>⑨ 避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を講じ、混乱のないよう適切な処置を講じる。</p> <p>⑩ 避難所内に傷病人がいることを認めた場合は、速やかに適切な処置を講じる。</p> <p>⑪ 避難所の状況により仮設トイレを設置する。その確保が困難な場合は、県にあっせん等を依頼する。</p> <p>⑫ 仮設風呂及び洗濯機を設置する。その確保が困難な場合は、県を通じて、民間業者や自衛隊への協力要請をする。</p> <p>⑬ 必要により、県警察本部と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。なお、市で対応が困難な場合は、県が実施する。</p> <p>⑭ 避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの把握などを行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
3章 4節 第3 5 176頁	<p>4 (略)</p> <p>5 <u>大規模災害時における広域避難・広域一時滞在</u></p> <p>(1) <u>県及び他市町との協議</u></p> <p>市(本部事務局)は、市内での避難者の受入れが困難な場合は、次の事項を明らかにして、市域外での避難者の受入れを県に報告の上、<u>他市町と協議する。また、県内市町のみで受入れが難しい場合は、県に他の都道府県と受入れを協議するよう求める。</u></p> <p>①～⑤ (略)</p>	3章 4節 第3 5 176頁	<p>4 (略)</p> <p>5 <u>大災害時の措置</u></p> <p>(1) <u>県への要請</u></p> <p>市(本部事務局)は、市内での避難者の受入れが困難な場合は、次の事項を明らかにして、市域外での避難者の受入れを県に<u>要請する。</u></p> <p>①～⑤ (略)</p>	
3章 5節 3 179頁	<p>第5節 住宅の確保</p> <p>3 住宅の応急修理</p> <p>(1) 住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者<u>(半壊及び準半壊)又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(「大規模半壊」)</u>に対し、<u>そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、便所など</u>最小限に必要な部分について、<u>応急修理を実施することとする。</u></p> <p>(2) 建築業者の不足や、建築資機材の調達が困難であるときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあつせん、調達を依頼する。</p> <p>① 被害戸数 (<u>大規模半壊、半焼・半壊、準半壊</u>)</p>	3章 5節 3 179頁	<p>第5節 住宅の確保</p> <p>3 住宅の応急修理</p> <p>(1) 住宅が半壊<u>又は半焼した者のうち</u>、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、<u>応急修理を実施する。</u></p> <p>(2) 建築業者の不足や、建築資機材の調達が困難であるときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあつせん、調達を依頼する。</p> <p>① 被害戸数 ( _____ 半焼・半壊 _____ )</p>	
3章 6節 第1 183頁	<p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第1 食料の供給</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 <u>輸送</u></p> <p><u>市(応援部)は、各市町の物資輸送拠点を設定し、兵庫県トラック協会をはじめ民間物流事業者と連携して、物資輸送拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう、調整を行う。</u></p>	3章 6節 第1 183頁	<p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第1 食料の供給</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(新設)</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
3章 7節 第1 2 188頁	<p><b>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等</b></p> <p><b>第1 健康対策</b></p> <p><b>2 巡回栄養相談の実施</b></p> <p>市（くらし安心部）は、巡回栄養相談について次の措置を講じる。</p> <p>(1) <u>災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、県栄養士会等関係団体</u>と協力して、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。</p> <p>また、県は、給食施設等の巡回指導等を実施するものとされている。</p>	3章 7節 第1 2 188頁	<p><b>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等</b></p> <p><b>第1 健康対策</b></p> <p><b>2 巡回栄養相談の実施</b></p> <p>市（くらし安心部）は、巡回栄養相談について次の措置を講じる。</p> <p>(1) <u>県</u>と協力して、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。</p> <p>また、県は、給食施設等の巡回指導等を実施するものとされている。</p>	
3章 7節 第3 1 189頁	<p><b>第3 感染症対策</b></p> <p><b>1 感染症対策活動</b></p> <p>(1) 感染症対策組織の設置<u>及び感染予防対策</u></p> <p>県に準じて感染症対策組織を設置し、感染症対策を推進する。</p> <p><u>ア 感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努めることとする。</u></p> <p><u>イ 市（くらし安心部）は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、関係課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p>	3章 7節 第3 1 189頁	<p><b>第3 感染症対策</b></p> <p><b>1 感染症対策活動</b></p> <p>(1) 感染症対策組織の設置_____</p> <p>県に準じて感染症対策組織を設置し、感染症対策を推進する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	
3章 8節 第1 3 193頁	<p><b>第8節 災害時要援護者支援対策</b></p> <p><b>第1 高齢者、障害者等の支援</b></p> <p><b>3 避難対策</b></p> <p>市（福祉部）は、要援護者支援班を中心に自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、消防団の協力のもと次の対策を行う。</p> <p>(1) 名簿等の活用により<u>安否確認</u>や居宅に取り残された要援護者の迅速な発見を行う。</p>	3章 8節 第1 3 193頁	<p><b>第8節 災害時要援護者支援対策</b></p> <p><b>第1 高齢者、障害者等の支援</b></p> <p><b>3 避難対策</b></p> <p>市（福祉部）は、要援護者支援班を中心に自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、消防団の協力のもと次の対策を行う。</p> <p>(1) 名簿等の活用により_____居宅に取り残された要援護者の迅速な発見を行う。</p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考											
3章 10節 第1 1 197頁	<b>第10節 災害情報等の提供と相談活動</b> <b>第1 災害広報</b> <b>1 広報の内容</b>	3章 10節 第1 1 197頁	<b>第10節 災害情報等の提供と相談活動</b> <b>第1 災害広報</b> <b>1 広報の内容</b>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="183 354 306 403">時期</th> <th data-bbox="306 354 1086 403">広報事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="183 403 306 888">増水期</td> <td data-bbox="306 403 1086 888"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○台風・気象情報</li> <li>○河川情報（基準水位への到達情報、河川水位の橋桁までの余裕高等）</li> <li>○災害対策の状況（本部の設置状況、対策の現況と予定等）</li> <li>○被害状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）</li> <li>○道路・交通状況（渋滞、通行規制等）</li> <li>○公共交通機関の運行状況</li> <li>○ライフラインの状況（被害状況、利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次被害防止措置等）</li> <li>○避難情報（<b>高齢者等避難</b>情報）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 888 306 999">氾濫期</td> <td data-bbox="306 888 1086 999"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難情報（<b>避難指示</b>とその理由、避難所等）</li> <li>○パニック防止の呼びかけ</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	時期	広報事項		増水期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○台風・気象情報</li> <li>○河川情報（基準水位への到達情報、河川水位の橋桁までの余裕高等）</li> <li>○災害対策の状況（本部の設置状況、対策の現況と予定等）</li> <li>○被害状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）</li> <li>○道路・交通状況（渋滞、通行規制等）</li> <li>○公共交通機関の運行状況</li> <li>○ライフラインの状況（被害状況、利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次被害防止措置等）</li> <li>○避難情報（<b>高齢者等避難</b>情報）</li> </ul>	氾濫期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難情報（<b>避難指示</b>とその理由、避難所等）</li> <li>○パニック防止の呼びかけ</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1216 354 1339 403">時期</th> <th data-bbox="1339 354 2112 403">広報事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1216 403 1339 888">増水期</td> <td data-bbox="1339 403 2112 888"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○台風・気象情報</li> <li>○河川情報（基準水位への到達情報、河川水位の橋桁までの余裕高等）</li> <li>○災害対策の状況（本部の設置状況、対策の現況と予定等）</li> <li>○被害状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）</li> <li>○道路・交通状況（渋滞、通行規制等）</li> <li>○公共交通機関の運行状況</li> <li>○ライフラインの状況（被害状況、利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次被害防止措置等）</li> <li>○避難情報（<b>避難準備</b>情報）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 888 1339 999">氾濫期</td> <td data-bbox="1339 888 2112 999"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難情報（<b>避難勧告・指示</b>とその理由、避難所等）</li> <li>○パニック防止の呼びかけ</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	時期	広報事項	増水期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○台風・気象情報</li> <li>○河川情報（基準水位への到達情報、河川水位の橋桁までの余裕高等）</li> <li>○災害対策の状況（本部の設置状況、対策の現況と予定等）</li> <li>○被害状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）</li> <li>○道路・交通状況（渋滞、通行規制等）</li> <li>○公共交通機関の運行状況</li> <li>○ライフラインの状況（被害状況、利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次被害防止措置等）</li> <li>○避難情報（<b>避難準備</b>情報）</li> </ul>	氾濫期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難情報（<b>避難勧告・指示</b>とその理由、避難所等）</li> <li>○パニック防止の呼びかけ</li> </ul>
	時期	広報事項													
増水期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○台風・気象情報</li> <li>○河川情報（基準水位への到達情報、河川水位の橋桁までの余裕高等）</li> <li>○災害対策の状況（本部の設置状況、対策の現況と予定等）</li> <li>○被害状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）</li> <li>○道路・交通状況（渋滞、通行規制等）</li> <li>○公共交通機関の運行状況</li> <li>○ライフラインの状況（被害状況、利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次被害防止措置等）</li> <li>○避難情報（<b>高齢者等避難</b>情報）</li> </ul>														
氾濫期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難情報（<b>避難指示</b>とその理由、避難所等）</li> <li>○パニック防止の呼びかけ</li> </ul>														
時期	広報事項														
増水期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○台風・気象情報</li> <li>○河川情報（基準水位への到達情報、河川水位の橋桁までの余裕高等）</li> <li>○災害対策の状況（本部の設置状況、対策の現況と予定等）</li> <li>○被害状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）</li> <li>○道路・交通状況（渋滞、通行規制等）</li> <li>○公共交通機関の運行状況</li> <li>○ライフラインの状況（被害状況、利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次被害防止措置等）</li> <li>○避難情報（<b>避難準備</b>情報）</li> </ul>														
氾濫期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難情報（<b>避難勧告・指示</b>とその理由、避難所等）</li> <li>○パニック防止の呼びかけ</li> </ul>														

頁	修正後	頁	現 行	備考
3章 10節 第1 4 199頁	<p><b>4 報道機関への対応</b></p> <p>(3) 緊急警報放送の要請</p> <p>市（総務部）は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、<b>避難指示</b>等緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、NHK神戸放送局に対して、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第57条に基づいた無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第 138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請をすることを県知事に依頼する。ただし、やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。</p>	3章 10節 第1 4 199頁	<p><b>4 報道機関への対応</b></p> <p>(3) 緊急警報放送の要請</p> <p>市（総務部）は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、<b>避難勧告</b>等緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、NHK神戸放送局に対して、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第57条に基づいた無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第 138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請をすることを県知事に依頼する。ただし、やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。</p>	
3章 12節 第3 2 206頁	<p><b>第12節 廃棄物対策</b></p> <p><b>第3 がれき処理対策</b></p> <p><b>2 がれき処理の実施方法</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><b>(4) その他</b></p> <p><u>市（建設水道部）は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u></p>	3章 12節 第3 2 206頁	<p><b>第12節 廃棄物対策</b></p> <p><b>第3 がれき処理対策</b></p> <p><b>2 がれき処理の実施方法</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><b>(新設)</b></p>	

頁	修正後	頁	現 行	備考
3章 14節 2 210頁	<p><b>第14節 災害ボランティアの要請・受入れ</b></p> <p><b>2 災害ボランティアの受入れ</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害ボランティアの確保と調整            災害ボランティアセンターは、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、市（総務部）、日本赤十字社、<u>地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等</u>と連携し、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供などを行うとともに、ボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努める。</p> <p>(3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項            ボランティアの受入窓口、ボランティア団体、ボランティア・コーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項に留意する。            ①～⑧ (略)  <u>⑨ 市（総務部）は、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。</u>  <u>⑩ 感染症の拡大が懸念される状況下では、市（総務部）は、感染予防措置を徹底することとする。また、ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図ることとする。</u></p> <p>(4) 市の支援            市（総務部）は、災害ボランティアセンターの開設に対し、必要に応じて公共施設等の活動場所、資機材、情報の提供を行うとともに、社会福祉協議会職員、ボランティアコーディネーター等と活動についての調整を行う。  <u>なお、県から事務の委任を受けた市（総務部）は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p>	3章 14節 2 210頁	<p><b>第14節 災害ボランティアの要請・受入れ</b></p> <p><b>2 災害ボランティアの受入れ</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害ボランティアの確保と調整            災害ボランティアセンターは、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、市（総務部）、日本赤十字社、<u>各ボランティア団体</u>と連携し、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供などを行うとともに、ボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努める。</p> <p>(3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項            ボランティアの受入窓口、ボランティア団体、ボランティア・コーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項に留意する。            ①～⑧ (略)            (新設)            (新設)</p> <p>(4) 市の支援            市（総務部）は、災害ボランティアセンターの開設に対し、必要に応じて公共施設等の活動場所、資機材、情報の提供を行うとともに、社会福祉協議会職員、ボランティアコーディネーター等と活動についての調整を行う。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	



頁	修正後	頁	現 行	備考					
3章 17節 第1 1 213頁	<p><b>第17節 ライフラインの応急対策</b></p> <hr/> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">担当</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">関係機 関</td> <td>関西電力株式会社、<u>関西電力送配電株式会社</u>、(一財)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社</td> </tr> </table> <hr/> <p><b>第1 電力の確保</b></p> <p><b>1 市</b></p> <p>市(本部事務局、都市経営部)は、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 被害状況等の情報収集</p> <p>関西電力<u>および関西電力送配電</u>のほか、警察署等と連携し、被害状況等の情報収集に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 優先復旧等</p> <p>① 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、<u>重要施設やその他</u>特に必要があると認める施設については、関西電力<u>および関西電力送配電</u>に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請する。</p> <p>② 関西電力<u>および関西電力送配電</u>から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行う。</p> <p>③ 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し特に必要があると認めるときは、関西電力<u>および関西電力送配電</u>に対し、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請する。</p> <p>④ <u>重要施設等の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成し、関西電力送配電に電源車等の配備を要請するよう努めることとする。</u></p>	担当	関係機 関	関西電力株式会社、 <u>関西電力送配電株式会社</u> 、(一財)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	<p><b>第17節 ライフラインの応急対策</b></p> <hr/> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">担当</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">関係機 関</td> <td>関西電力株式会社_____、(一財)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社</td> </tr> </table> <hr/> <p><b>第1 電力の確保</b></p> <p><b>1 市</b></p> <p>市(本部事務局、都市経営部)は、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 被害状況等の情報収集</p> <p>関西電力_____のほか、警察署等と連携し、被害状況等の情報収集に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 優先復旧等</p> <p>① 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、_____特に必要があると認める施設については、関西電力_____に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請する。</p> <p>② 関西電力_____から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行う。</p> <p>③ 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し特に必要があると認めるときは、関西電力_____に対し、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請する。</p> <p>(新設)</p>	担当	関係機 関	関西電力株式会社_____、(一財)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	
担当	関係機 関	関西電力株式会社、 <u>関西電力送配電株式会社</u> 、(一財)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社							
担当	関係機 関	関西電力株式会社_____、(一財)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社							

頁	修正後	頁	現 行	備考				
3章 17節 第1 2 213頁	<p><b>2 関西電力及び関西電力送配電株式会社</b> (1) 対策本部の設置</p> <table border="1" data-bbox="181 347 1088 405"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>関西電力送配電株式会社 兵庫支社</td> </tr> </table>	機 関 名	関西電力送配電株式会社 兵庫支社	3章 17節 第1 2 213頁	<p><b>2 関西電力</b> (1) 対策本部の設置</p> <table border="1" data-bbox="1209 347 2114 405"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>関西電力株式会社送配電カンパニー 兵庫支社</td> </tr> </table>	機 関 名	関西電力株式会社送配電カンパニー 兵庫支社	
機 関 名	関西電力送配電株式会社 兵庫支社							
機 関 名	関西電力株式会社送配電カンパニー 兵庫支社							
3章 17節 第1 2 214頁	<p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 災害時における危険予防措置 電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い感電等の二次災害のおそれがある場合で、関西電力および関西電力送配電が必要と認めた場合又は警察、消防機関から送電停止の要請があった場合には、送電停止を含む適切な危険防止措置を講じる。</p> <p>(6) 応急復旧用資材等の確保 応急復旧用資材等の確保は、主として次の事項について実施する。 ①～⑥ (略)</p> <p>(7) 復旧用資機材置場の確保 災害時において、復旧用資機材としての用地確保の必要があり、かつ、関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、県又は市町に要請して確保を図る。</p>	3章 17節 第1 2 214頁	<p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 災害時における危険予防措置 電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い感電等の二次災害のおそれがある場合で、関西電力が必要と認めた場合又は警察、消防機関から送電停止の要請があった場合には、送電停止を含む適切な危険防止措置を講じる。</p> <p>(6) 応急復旧用資材の確保 応急復旧用資材の確保は、主として次の事項について実施する。 ①～⑥ (略)</p> <p>(7) 復旧用資機材置場の確保 災害時において、復旧用資機材としての用地確保の必要があり、かつ、関西電力株式会社単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、県又は市町に要請して確保を図る。</p>					

頁	修正後	頁	現 行	備 考
3章 22節 第3 234頁	<p>第22節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策</p> <p>第3 河川</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 市（建設水道部）は、管理する河川の改良工事若しくは修繕又は復旧に関する工事や災害発生時の河川の維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要すると認められる場合は、国に支援を要請することができる。</u></p>	3章 22節 第3 234頁	<p>第22節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策</p> <p>第3 河川</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>	

